

牛久市建設工事施工適正化指針

1. 趣旨

この指針は、牛久市が発注する建設工事について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号。以下「入札契約適正化法」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針、茨城県建設工事施工適正化指針に基づき、元請下請関係の合理化、適正な施工体制の確立に関し、公共工事の適正な施工を確保するにあたっての建設業者の取り組みと、施工段階における指導・監督等、建設業の健全な発達を図るために発注者が果たすべき役割について必要な事項を定めたものである。

2. 用語の定義

- (1) 建設業者：建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けて建設業を営む者をいう。
- (2) 建設業を営む者：建設業者及び許可を受けないで建設業を営む者をいう。
- (3) 下請契約：建設業を営む者が、建設工事を他のものから請け負い、当該建設工事の全部または一部について他の建設業を営む者に請け負わせる場合に締結する請負契約をいう。
- (4) 発注者：建設工事の最初の注文者をいう。
- (5) 注文者：民法上の注文者をいい、下請け関係における元請負人を含む。
- (6) 元請負人：下請け契約における注文者で建設業を営む者をいう。
- (7) 下請負人：下請け契約における請負人で建設業を営む者をいう。

3. 適正な下請業者の選定

(1) 下請契約締結の制限

ア 特定建設業者と下請契約

特定建設業者の許可を受けた者でなければ、発注者から直接請け負った建設工事について、下請契約に係る下請代金の額（その工事に係わる下請契約が 2 件以上あるときは下請代金の額の総額）が 5,000 万円以上（建築一式工事の場合は 8,000 万円以上）となる下請契約を締結することはできない。（建設業法第 16 条）

イ 建設業の許可を受けない者との下請契約

建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づき、建設工事を下請けに付する場合においても、当該下請工事に対応する業種区分の建設業の許可を受けた者と下請契約をしなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者はこの限りでない。なお、軽微な建設工事とは、工事 1 件の請負代金の額が建築一式工事の場合は 1,500 万円に満たない工事又は延べ面積が 150 m² に満たない木造住宅工事、その他の建設工事の場合は 500 万円に満たない工事をいう。

なお、下請工事については、総合的な企画、指導、調整のもとに施工を行う工事とはならないことから、土木一式工事、建築一式工事には該当しないことに留意すること。

ウ 営業禁止者との下請契約

営業を禁止され、あるいは停止されている者と下請契約を締結してはならない。

(2) 適正な評価に基づく下請負人の選定

元請負人は、下請負人の選定に当たっては、その建設工事の施工に関し建設業法の規定を満たす者であることはもとより、

- 施工能力
- 経営管理能力
- 雇用管理及び労働安全衛生管理の状況
- 労働福祉の状況
- 関係企業との取引の状況

等を的確に評価し、優良な者を選定するものとする。

この場合においては、少なくとも下記に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

元請負人は常日頃から下請させようとする者の工事経歴などについて調査しておかなければならない。

- ①その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
- ②その建設工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。
- ③その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。
- ④その建設工事を施工するに足る法定資格者を確保できると認められること。
- ⑤過去における工事实績が優良であること。
- ⑥財務内容が良好で経営が不安定であると認められないこと。
- ⑦建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- ⑧建設労働者の募集は適法により行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させる恐れがないと認められること。
- ⑨一つの事業場に常時10人以上の建設労働者を使用しているものにあつては就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- ⑩現に事業の付属寄宿舍に建設労働者が移住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- ⑪過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- ⑫賃金不払いを起こすおそれがないと認められること。
- ⑬健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し（適用除外の場合を除く。）、法定福利費を適切に負担していること。

⑭取引先企業に対する代金不払いを起こすおそれがないと認められること。

4. 適正な下請契約の締結

(1) 契約締結の在り方

建設工事の施工における下請契約の当事者は、契約の締結に当たって、次の各号を順守すること。

また、建設工事の内容や時期・工程において変更または追加の必要が生じた場合についても、これに準じて着工前に適正な契約の締結を行うこと。

ア 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款（中央建設業審議会決定）又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結すること。

なお、建設工事の内容又は金額などから見て、必ずしも建設工事標準下請契約約款どおりのすべての項目について、契約の必要がないと認められる場合であっても、最低限、次の 15 項目の内容を明記した書面により契約を締結すること。（建設業法第 19 条第 1 項）

①工事内容

②請負代金の額

③工事着手の時期及び工事完成の時期

④工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容

⑤請負代金の全部又は一部の前金払（中間前払金の支払いを含む。以下同じ。）又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法

⑥当事者の一方から設計変更若しくは一部中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め

⑦天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め

⑧価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更

⑨工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め

⑩注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め

⑪注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期

⑫工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法

⑬工事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しない場合におけるその不適合を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容

⑭各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その

他の損害金

⑮契約に関する紛争の解決方法

イ 下請契約の当事者は対等な立場で十分協議のうえ、施工責任範囲及び施工条件を明確にするとともに、適正な工期及び工程を設定すること。

元請負人は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。（建設業法第19条の5）

ウ 下請代金の額は契約内容達成の対価であるとの認識の下に、施工責任範囲、工事の難易度、施工条件等を反映した合理的なものとする。

また、課税事業者・免税事業者にかかわらず、消費税及び地方消費税相当分を計上すること。

エ 請負価格の決定は、見積り及び協議を行う等の適正な手順によること。

元請負人は、自己の取引上の地位を不当に利用して、下請工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を、下請代金の額とする下請契約を締結してはならない。（建設業法第19条の3）

元請負人は、建設工事の請負契約を締結するに際して、工事内容に応じ、工事の種類ごとの材料費、労務費、その他経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、建設工事の見積を行うよう努めなければならない。（建設業法第20条第1項）

元請負人は、建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象（地盤の沈下、地下埋設物による土壌の汚染その他の地中の状態に起因する事象及び騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象）が発生する恐れがあると認めるときは、請負契約を締結する以前に、下請負人に対して、その旨及び当該事象の状況の把握のため必要な情報を提供しなければならない。（建設業法第20条の2）

オ 元請負人は、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するよう下請負人に働きかけるとともに、提出された見積書を尊重して下請契約を締結しなければならない。また、下請負人は、自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積もり、元請負人に適正な法定福利費を内訳明示して見積書を提出するよう努めなければならない。

（2）下請契約の誠実な履行

元請負人と下請負人は、各々の対等な立場における合意に基づいて公正な下請契約を締結し、下請契約に定められた条項を誠実に履行しなければならない。

また、元請負人は次の各号を順守するとともに、受注者の倒産、資金繰りの悪化により、下請契約の関係者に対し、工事の施工に係る請負代金、賃金の不払等、不測の損害を生じさせないよう配慮しなければならない。

ア 不当な使用資材などの購入強制の禁止

元請負人は下請契約締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、下請工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させてその利益を害してはならない。（建設業法第 19 条の 4）

イ 下請代金の不当減額の禁止

元請負人は下請契約の締結後、正当な理由がないのに、下請代金の額を減じてはならない。

ウ 検査及び引渡し

元請負人は、下請負人から請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から 14 日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了しなければならない。（牛久市契約約款第 3 2 条 2）

元請負人は、前項の検査によって工事の完成を確認後、下請負人が申し出たときは、直ちに当該工事の目的物の引渡しを受けること。

ただし、下請契約において定められた工事完成の時期から 14 日を経過した日以前の一定の日に引渡しを受ける旨の特約がされている場合は、この限りではない。（建設業法第 24 条の 4 第 2 項）

（3）代金支払い等の適正化

下請契約における元請負人から下請負人に対する請負代金の支払時期及び方法等については、次の各号を順守すること。

なお、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者並びに運搬業者等についてもこれに準じた配慮をすること。

ア 請負代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振替日）までの期間をできる限り短くすること。

イ 請負代金の支払は、出来る限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合にあっても支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。

ウ 手形期間は、60 日以内で、出来る限り短い期間とすること。

エ 現金払い約定の下、元請負人の都合により下請代金の支払を現金払から手形払に変更し、又は、手形期間を延長するときは、当該手引きの割り引きに要する費用は元請負人の負担とすること。

オ 元請負人は、一般の金融機関（現金または貯金の受入及び資金の融資を生業とするものをいう。）による割り引きを受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。

カ 元請負人は、請負代金の出来高部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、当該支払の対象となった工事を施工した下請負人に対し、その支払額に相応する下請代金を、支払を受けた日から 1 カ月以内でかつ、できる限り短い期間内に支払うこと。（建設業法第 24 条の 3 第 1 項）

キ 元請負人は、前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して資材の購入、建設労働者の募集その他建設工事の着手に必要な費用を現金で前払い金として支払うよう、適切な配慮をすること。

ク 特定建設業者が元請負人となる下請契約（下請契約における下請負人が特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上である法人であるものを除く。）における下請代金の支払期日は、当該特定建設業者が自身の請負代金を受領したか否かにかかわらず、建設工事の完了を確認した後、下請負人から引渡しの申し出の日から起算して50日を経過する日以前において、かつ、できる限り短い期間内に定めなければならない。（建設業法第24条の6第1項）

ケ 建設工事の注文者自身から、その建設工事に必要な資材を購入される場合は、正当な理由がないのに、その建設工事の請負代金の支払期日前に資材の代金を支払わせること。

5. 適正な施工体制の確立

（1）施工体制の把握

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が下請負契約の総額が 5,000 万円（建築一式工事の場合は 8,000 万円）以上になる場合は、建設業法においては主任技術者に替えて監理技術者を設置しなければならない。また、公共工事においては、下請負契約がある場合は、その総額にかかわらず施工体制台帳及び施工体系図を作成する必要があり、さらに、作成した施工体制台帳の写しを発注者に提出し、工事現場ごとに備え置かなければならない。かつ、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならないこととされている。（建設業法第24条の8、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）第15条）

ア 施工計画の立案

発注者から直接建設工事を請け負おうとする建設業者は、技術者の設置や施工体制台帳等の要否の判断を的確に行うことができるよう、建設工事を請け負う前に下請負人に施工させる範囲と下請代金の額に関するおおむねの計画を立案しておくこと。

イ 下請負人に対する通知

作成義務を負う建設業者（以下「作成建設業者」という。）は、下請契約を締結した下請負人に対して、

- ・作成建設業者の商号又は名称
- ・当該下請負人の請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせたときは「再下請負通知」を行わなければならない旨
- ・再下請負通知書を提出すべき場所を記載した書面を交付するとともに、工事現場の

見やすい場所に掲示すること。（建設業法施行規則第 14 条の 3）
を周知すること。

ウ 施工体制台帳の作成等

作成建設業者は、当該工事について、下請負人の商号又は名称、当該下請負人に係る建設工事の内容等を記載した「施工体制台帳」及び「作業員名簿」を作成し、工事現場ごとに備え置き、発注者の閲覧に供すること。

なお、公共工事において、作成建設業者は、「施工体制台帳」及び「作業員名簿」の写しを発注者に提出すること。

エ 再下請負通知書の作成等

下請契約における受注者は、その請け負った建設工事を他の建設業者を営む者に請け負わせたときは、当該他の建設業を営む者の商号又は名称、当該者の請け負った建設工事の内容等を記載した「再下請通知書」及び「作業員名簿」を作成し、作成建設業者に対して通知すること。

オ 施工体系図の掲示等

作成建設業者は、当該建設工事における各下請負人の施工の分担関係を記載した「施工体系図」を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲示すること。（入札契約適正化法第 15 条第 1 項）

カ 点検等

公共工事において、作成建設業者は、発注者から主任技術者及び監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐の設置の状況その他の工事現場の施工体制が「施工体制台帳」の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。（入札契約適正化法第 15 条第 3 項）

キ その他

一人親方（従業員を雇っていない個人事業主。以下同じ。）として下請負人と請負契約を結んでいるために雇用保険に加入していない作業員については、作成建設業者は下請負人に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求めるとともに、適切な施工体制台帳・施工体系図を作成すること。

（2）一括下請負の禁止等

受注者が自己の請け負った建設工事をそのまま一括して他人に請け負わせる「一括下請負」は、発注者（注文者）の信頼に反するものであり、実際上の建設工事施工の責任の所在を不明確にし、ひいては工事の適切な施工を妨げるものである。

また、中間において不合理な利潤をとられる場合が多く、請負代金の増嵩、建設工事の質の低下、受注者の労働条件の悪化等を招くおそれがあること、加えて、これを容認した場合、ペーパーカンパニー等の不良不適格業者の輩出を招き、健全な建設業の発展が阻害される懸念がある。下記に建設業法第 22 条 1 項から第 3 項を示す。

第 22 条 建設業者は、その請け負った建設工事を、いかなる方法をもってするかを問わず、一括して他人に請け負わせてはならない。

2 建設業を営む者は、建設業者から当該建設業者の請け負った建設工事を一括して請け負ってはならない。

3 前二項の建設工事が多数の者が利用する施設又は工作物に関する重要な建設工事で政令に定めるもの以外の建設工事である場合において、当該建設工事の元請負人があらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合には、これらの規定は、適用しない。

4 (略)

しかし、入札契約適正化法第 14 条の規定に基づき、公共工事については、建設業法第 22 条第 3 項の規定は、適用しないとしており、一括下請負は全面禁止である。

なお、元請負人がその下請工事に実質的に関与（元請負人自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工事用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことをいう。）していると認められる場合を除き、次の各号に該当する場合は「一括下請負」と判断されるものであること。

また、不必要な重層下請は、同様に種々の弊害を生ずるので行わないこと。

○請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合。

(例) 下水道の管布設工事を請け負い、管布設工事の全部又は大部分を 1 業者に下請負させ、舗装復旧等主要でない一部分を自ら又は他の下請負人が施工する場合等。

○請け負った建設工事の一部分であって、他の部位から独立してその機能を発揮する工作物を一括して他の業者に請け負わせる場合。

(例) 1 道路改良工事 2 k m を請け負い、そのうち 500m について、施工技術上分割しなければならない特段の理由がないにもかかわらず、その工事を 1 社に下請負させる場合。

(例) 2 戸建て住宅 10 戸の新築工事を請け負い、そのうち 1 戸の建設工事を 1 社に下請負させる場合。

(3) 技術者の適切な配置

建設業者は、発注者の信頼に応えうる適正かつ効率的な建設工事の施工を確保するために、工程管理、品質管理、安全管理等に遺漏が生ずることのないよう、適切な資格、技術力等を有する技術者の適正な設置を図ることが必要であり、設置に当たっては、次の各号を順守すること。

ア 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、工事施工の技術上の管理

をつかさどるものとして、主任技術者を設置し、施工管理及び施工技術の管理に努めること。(建設業法第 26 条第 1 項)

イ 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者で、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(当該下請契約が 2 以上あるときは、それらの請負代金の額の総額)が 5,000 万円(建築一式工事の場合は 8,000 万円)以上になる場合においては、監理技術者を設置し、施工管理及び施工技術の管理に努めること。(建設業法第 26 条第 2 項)

ウ 建設業者は、公共工事等で工事代金の額が 4,500 万円(建築一式工事の場合は、9,000 万円)以上のものについては、専任(常時継続的に当該工事現場において専らその職務に従事するもの。)の主任技術者又は監理技術者を工事現場ごとに設置すること。ただし、監理技術者にあつては、監理技術者補佐を専任で当該工事現場に置くときは、この限りではない。この専任特例 2 号の場合の監理技術者が兼任する工事現場の数は「2」とすること。(建設業法第 26 条第 3 項第 2 号、第 4 項)

エ 建設業者が、設置しなければならない主任技術者、監理技術者、特例監理技術者又は監理技術者補佐は、その建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。

なお、発注者から直接請け負う建設業者が配置しなければならない専任の主任技術者、専任の監理技術者、専任特例 2 号の場合の監理技術者または監理技術者補佐(工事の請負代金の額が、4,500 万円(建築一式工事の場合は、9,000 万円)以上のもの)については、入札の申込のあった日(指名競争に付す場合であつて入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日)において引き続き 3 ヶ月以上の雇用関係がある者でなければならない。

オ 特定専門工事(下請代金の合計額が 4,500 万円未満の鉄筋工事及び型枠工事)の元請負人及び下請負人は、元請負人の設置する主任技術者が同一の種類の建設工事に関し 1 年以上指導監督的な実務経験を有し、工事現場に専任で配置される場合には、その合意により、下請負人は主任技術者を配置することを要しない。ただし、この場合には下請負人は建設工事を他人に請け負わせてはならない。(建設業法第 26 条の 3)

カ 建設工事の施工技術、施工管理に必要な知識等は、日進月歩で変化していることから、技術者の資質及び適正な工事施工を確保するためには、講習会等を通じ、新たな技術、知識を付与する機会を設けること。

キ 建設工事に従事する者は、建設工事を適正に実施するために必要な知識及び技術又は技能の向上に努めなければならない。(建設業法第 25 条の 27 第 2 項)

(4) 現場代理人の配置

公共工事においては、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐のほか請負契約

の的確な履行の確保するため、受注者の代理人として、工事現場の取締りを行い工事に関する一切の事項（工事現場の保安、火災予防、風紀衛生等の事項及び契約上の権利・義務に関する事項）を処理するため、常駐の「現場代理人」をおかなければならないとされているので留意すること。

なお、現場代理人は主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐と同一人が兼ねることができるものとする。

（５）下請負人からの意見の聴取

元請負人は、その請け負った建設工事を施工するために必要な工程の細目、作業方法等を定めようとするときは、あらかじめ下請負人の意見を聞くこと。（建設業法第24条の２）

6. 建設労働者の雇用条件などの改善

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定などを図りつつ、少なくとも次の表に定める事項について措置するものとする。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善などに関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施などの措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての下請負人が次の表に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

この場合、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者以外の者は、上記の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

[雇用・労働条件の改善]

- ① 建設労働者の雇入に当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇入に関する文書の交付を行うこと。
- ② 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用するものにあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ていること。
- ③ 賃金は毎月1回以上一定日に通貨でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- ④ 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に作成すること。
- ⑤ 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。

[安全・衛生の確保]

- ⑥ 労働安全衛生法に従う等、建設工事を安全に施工すること。特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者、

新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

- ⑦ 災害が発生した場合は、当該下請契約における注文者及び発注者から直接建設工事を請け負った建設業者に報告すること。

[福祉の充実]

- ⑧ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入し（適用除外の場合を除く。）、法定福利費を適切に負担すること。

なお、下請負人の指導にあたっては、「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」に基づき行うこと。

- ⑨ 就業規則に退職金の制度に関する規定を設けるなど退職金制度を確立すること。

また、建設労働者を雇用する場合は、建設業退職金共済組合等に参加し、証紙方式の場合には、労働者に対し退職金共済手帳を交付するとともに、雇用した日数に応じて掛金納付を行うこと。なお、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請負人に係る証紙についても一括購入し、現物交付を行うこと。電子申請方式の場合には、建設キャリアアップシステム（CCUS）を活用し、掛金充当につなげること。

- ⑩ 任意の労災補償制度に参加する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

- ⑪ 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。

特に、常時使用するすべての建設労働者に対しては、雇入時及び定期の健康診断を必ず行うこと。

[福利厚生施設の整備]

- ⑫ 建設労働者のための宿舍を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法における寄宿舎に関する規定を順守すること。

- ⑬ 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室など）の整備に努めること。特に、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、これに努めること。

[技術及び技能の向上]

- ⑭ 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修・教育訓練に努めること。

[適正な雇用管理]

- ⑮ 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。

- ⑯ 建設労働者の募集は適法に行うこと。

- ⑰ 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。